

令和3年度 周南市見守り配食事業実施業務に係る 事業者登録要領

この要領は、周南市が実施する見守り配食事業実施要綱に基づき、周南市見守り配食事業の登録申請及び登録に関し必要な事項を定める。

第1 目的

周南市内に居住する65歳以上の高齢者及び高齢者世帯、または障害者世帯等であって、周南市が見守り配食事業を必要と認めた者に対し、定期的に見守りによる安否確認を行い栄養バランスの取れた食事を提供し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした宅配による見守り配食事業を適正かつ円滑に運営する業務の受託を希望する法人（個人を含む）を募集する。

第2 業務概要

- 1 業務名 周南市見守り配食事業実施業務
- 2 業務内容 周南市見守り配食事業実施要綱（平成25年3月29日要綱第7号）に基づく内容とし、具体的なサービスの内容については周南市見守り配食事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）に、それぞれ掲げるとおりとする。
- 3 実施区域 周南市内
- 4 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 利用者負担金及び委託料
1食あたりの金額は900円とし、市が決定した金額（以下、利用者負担金という）を事業者が利用者から徴収する。委託料は、委託契約時に示した金額から利用者負担金を差し引いた額とする。須金地区は1食につき300円を加算した金額を委託料とする。
参考・・・令和2年度実績 1食あたり900円（利用者負担額610円）

第3 事業の実施依頼

周南市社会福祉協議会（以下、市社協という。）が、登録事業者へ事業の実施を依頼する。この場合においては、利用者の意向や登録事業者の事業実施可能な区域等を踏まえ、依頼するものとする。

第4 申請書等の提出方法等

- 1 提出期間 令和3年2月12日（金）から令和3年2月19日（金）まで
（受付は、土日、祭日を除く午前9時00分から午後5時までとする。）
※ 提出期間内に申請がない場合は、年度当初の登録が出来ない場合がある。
- 2 提出先・問い合わせ先

市社協 見守り配食事業担当

〒745-8529 周南市速玉町3-17 徳山社会福祉センター内

周南市社会福祉協議会 2階 業務課

電話 0834-22-8706

FAX 0834-32-0021

3 提出方法 直接持参又は郵送により提出する。

(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

第5 登録事業者の申請資格要件

登録を希望する事業者は、次のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 周南市見守り配食事業を適正かつ円滑に効率的に実施することができる周南市内または近隣市町に調理施設を有している事業所(個人も含む)(以下「事業所」という。)があり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による営業許可を取得しており、業務に係る食事の調理を、当該営業許可を受けた厨房施設において行っていること。複数の調理施設で調理を行う場合は、そのすべての施設において営業許可を取得していること。
- (2) 市が指定した者に、1日1食、365日毎日、週最大7食を配達すること。なお、配達は原則手渡しとし、声掛け等の安否確認を必ず行い、異常がないことを確認して昼食又は夕食の食事を提供すること。
- (3) (2)に該当するこの事業とは別に毎日、昼食・夕食の利用が可能な体制を必ずとること。
- (4) 要綱及び仕様書に定める事業の内容及び実施体制の履行が可能であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に準じ、該当しない者であること。
- (6) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号)に従った衛生管理が行われていること。
- (7) 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月30日付け健発0330第6号各都道府県知事・各保健所設置市長・特別区長宛厚生労働省健康局長通知。以下、「ガイドライン」という。)の内容について、既存の法制度に基づき遵守するものを除き、達成に努めること。
- (8) 下記に該当しないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている法人等、経営状態が著しく不健全である。
 - イ 周南市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等。
 - ウ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
 - カ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体。

- (ア) 成年被後見人又は被保佐人
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ロ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (ハ) 暴力団の構成員等
- (ニ) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

第6 提出書類

- 周南市見守り配食事業実施業務登録申請書（様式1）
- 周南市見守り配食事業実施計画書（様式2）

第7 登録事業者の審査等

市社協は、提出された書類に基づき、事業者を審査する。必要に応じてヒヤリング又は実地調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

第8 登録内容の変更

登録事業者は、登録内容に変更があった時は、速やかに、見守り配食事業事業者登録内容変更届（様式3）により届け出ること。

第9 登録事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合又は該当していることが判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は市長に対し、その損害の補償を請求することができないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

登録事業者は当該業務について市社協と協議を行い、仕様書に基づき随意契約の方法により市社協と契約を締結する。

2 支払条件

請求は、一月ごとに実績報告（様式5、様式6）を添えて市社協に行う。市社協は内容を審査

したのち一月以内に支払うものとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出書類の作成等、申請に要する費用は、全て申請事業者の負担とする。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本事業実施以外の用に使用しない。

【参考】

令和元年度配食数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,476	1,552	1,492	1,576	1,560	1,563	1,512	1,520	1,528				
									1,400	1,343	1,398	17,920

令和2年度配食数 ※実績は12月まで。1月以降は予測

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,288	1,340	1,255	1,194	1,154	1,114	1,169	1,102	1,131	1,131	1,131	1,131	14,140